

佐監第36号の5  
令和2年8月14日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理  
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊  
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和元年度佐倉市公営企業会計決算審査意見書について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和元年度佐倉市公営企業会計決算及び関係書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 令和元年度 佐倉市公営企業会計決算審査意見書

## 第1 審査の対象

- 1 審査の対象となる決算  
佐倉市水道事業会計決算  
佐倉市下水道事業会計決算
- 2 審査対象年度  
令和元年度

## 第2 審査の期間

令和2年6月3日から令和2年8月13日まで

## 第3 審査の着眼点及び方法

- 1 決算審査に当たっては、決算書及び関係諸表の計数が、法令に適合し、かつ正確であるか検証するとともに、経営成績、財政状態について審査するほか、事業の経営が適正かつ効率的におこなわれているかどうかを次の主な着眼点に基づき実施した。  
主な着眼点  
ア 決算書は、正確かつ適正に作成されているか。  
イ 財務諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示するように作成されているか。  
ウ 経営活動は、経済性を発揮し合理的かつ能率的に行われているか。
- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、本事業の経営状況を把握するため、試査により、確認、突合、分析的手続、質問等、通常実施すべき手続きを選択適用した。質問は、令和2年7月10日に実施した。

## 第4 審査の結果

### 1 水道事業会計

#### (1) 総合意見

審査に付された決算書及び付属明細書は、その計数が正確で経営成績及び財政状態は適正に表示しているものと認められた。

なお、下記の事項については、十分に留意されたい。

記

## ア 決算の概要について

令和元年度の収益的収支は、総収益が対前年度比で2.8パーセント減の3,719,079,072円（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）であり、収益の根幹を占める給水収益も、同1.2パーセント減の3,188,435,202円となっている。また、総費用は同1.3パーセント減の3,254,086,861円となり、その結果、営業利益は同13.3パーセント増の78,877,387円となったが、純利益は営業外収益の加入負担金が前年度から36,870,000円減じたことにより、同12.6パーセント減の464,992,211円となり、現金収入を伴わない長期前受金戻入325,102,382円を差し引いた実質的な利益は、同17.0パーセント減の139,889,829円となった。

水道事業の目的は、市民に安全で良質な水道水を適正な価格で供給することにある。今後、給水人口の減少から、現状の料金体系では給水収益の増加は望めない。また、八ッ場ダムが令和元年度に完成し、令和2年度からは表流水からの取水が大幅に増加することにより受水費が増加することは明らかである。さらには、老朽水道管に起因する多額な修繕費の発生や更新による給水原価の上昇が避けられないことから、一層、厳しい事業環境が予測される。水道事業を将来にわたって持続可能なものとするため、財務体質の強化に取り組むとともに、更なる事業の効率化と一層の経営努力によって水道事業を執行されるよう要望する。

## イ 経営分析について

決算書に基づく経営分析において、営業収益対営業費用比率は、営業収益を営業費用で除し、100を乗じて求めるものである。

この数値は、100パーセントを超えて比率が高いほど良好とされているが、佐倉市における同比率は、従来から全国と同規模の事業体平均（以下この項について、「全国平均」という。）より下回っており、特に平成29年度は99.9パーセントと平成13年度に実施した水道料金の改定以降初めて営業損失を計上するに至ったところである。平成30年度は102.1パーセント、本年度は、102.5パーセントと前年度より0.4ポイント改善されたが、依然として平成30年度の全国平均104.2パーセントには達していない。これは、営業費用の圧縮努力にもかかわらず、給水収益の減少等営業収益の落ち込みによるもので企業努力による改善が困難な状況が継続していることによる。その結果、長期前受金戻入を考慮しないところの給水原価が供給単価（販売単価）を上回るという逆ザヤ状況が平成24年度から8年間継続しており、1立方メートル当たりの供給単価と給水原価の差額は3.93円と前年度の4.08円からは0.15円改善したものの、これは、前年度からの給水収益の減少額

(38,115,797円)が、前年度総費用の減少額(41,517,019円)より下回ったことによるもので、依然として、水道事業の経営は、危機的状況にあることに変わりはない。

なお、令和2年度より、「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会」を設置し、適正な受益者負担(料金体系)の在り方について検討を開始するとのことであるが、水道料金については、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式による水道需要を考慮しつつ、受水費の上昇により急激な市民負担を強いることのないよう、市民の意見を十分に踏まえ、適正な料金体系の構築に努められたい。

## 2 下水道事業会計

### (1) 総合意見

審査に付された決算書及び付属明細書は、その計数が正確で経営成績及び財政状態は適正に表示しているものと認められた。

なお、下記の事項については、十分に留意されたい。

#### ア 決算の概要について

令和元年度の収益的収支について、総収益は対前年度比0.6パーセント増の3,875,578,951円(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)であり、総費用は同2.2パーセント増の3,262,168,563円となり、純利益は7.4パーセント減の613,410,388円となった。

下水道事業の根幹を占める下水道使用料を含む営業収益は、同0.1パーセント増の2,599,391,221円であるが、営業費用は同2.8パーセント増の3,184,291,558円となり、その結果、584,900,337円の営業損失となった。営業損失の額は、前年度から84,023,604円の増加となり、経営状況が悪化している。

下水道事業については、管渠老朽化対策の計画的な推進など、将来にわたる市民生活の環境整備の観点から、健全な財政運営が求められるところであり、事業の効率化と一層の経営努力によって財務体質の強化を図るよう要望する。

#### イ 経営分析について

決算書に基づく経営分析において、営業収益対営業費用比率は、営業収益を営業費用で除し、100を乗じて求めるものである。

この数値は、100パーセントを超えて比率が高いほど良好とされているが、佐倉市における同比率は、平成27年度66.0パーセント、平成28年度66.5パーセントと厳しい経営状況にあったが、平成29年7月の使用料改定により平成29年度は76.1パーセントと改善し、さらに平成

30年度は83.8パーセントと改善幅が広がったところであるが、令和元年度は81.6パーセントと前年度より2.2ポイント減少し、平成30年度の全国平均83.6パーセントにも届かず、経営状況は厳しい状態にある。

下水道は、市民の生活環境を支える重要な都市基盤の一つであることから、中長期的展望に立って、効率的かつ計画的な事業経営に努められたい。